

諫早市立明峰中学校いじめ防止基本方針

平成30年4月
諫早市立明峰中学校

1 学校教育方針

人間尊重の精神を基盤とし、生徒一人一人への理解を深め、生きる力を培い、人間性豊かな生徒の育成を目指す。また、学校・生徒への願いを地域・保護者・学校で共有し、創意と活力に満ちた教育活動を推進する。

2 教育目標等

<教育目標>

- ・豊かな人間性を養うとともに、(徳育) ・知性を伸ばし、(知育)
- ・逞しい心やからだをつくる。(体育)

<校訓>

- ・明朗 ・自律 ・友愛

<学校像>

- ・活力ある学校 ・ふれあいのある学校 ・地域とともにある学校

<生徒像>

- ・自ら学び、考え、行動する生徒 ・健康で、明るく、逞しい生徒
- ・思いやりの心で、互いに支え合う生徒

<教師像>

- ・生徒一人一人を大切にする教師 ・学校運営・経営に参画する教師
- ・切磋琢磨し、協働する教師

3 いじめ防止基本方針

(1) 目的

いじめ防止対策推進法第13条および国・長崎県・諫早市の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題に対して、明峰中学校教職員及び関係者がそれぞれの役割を自覚し、相互に協力し合い、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

(2) 内容

本校の基本方針は、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、学校・家庭・地域間の連携等をより実現的なものにするため、いじめ防止対策推進法第22条に基づいたいじめへの組織的な対応に関する具体的な内容を明らかにするとともに、いじめ防止のための取組を定めるものとする。

4 いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つである。「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」という意識を持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないために、すべての職員が取り組んでいく。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、いじめを絶対に許さない学校をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守りとおす。
- (3) いじめている生徒に対して、毅然とした態度と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係を築き、地域や関係機関との連携・協力を努める。

6 いじめ防止等に関する組織

(1) 組織の設置

いじめ防止対策推進法第22条に規定する組織として「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。委員会は毎月1回開催し、緊急の場合は臨時に招集する。

※定例の委員会は、生徒指導部会に替えることができる

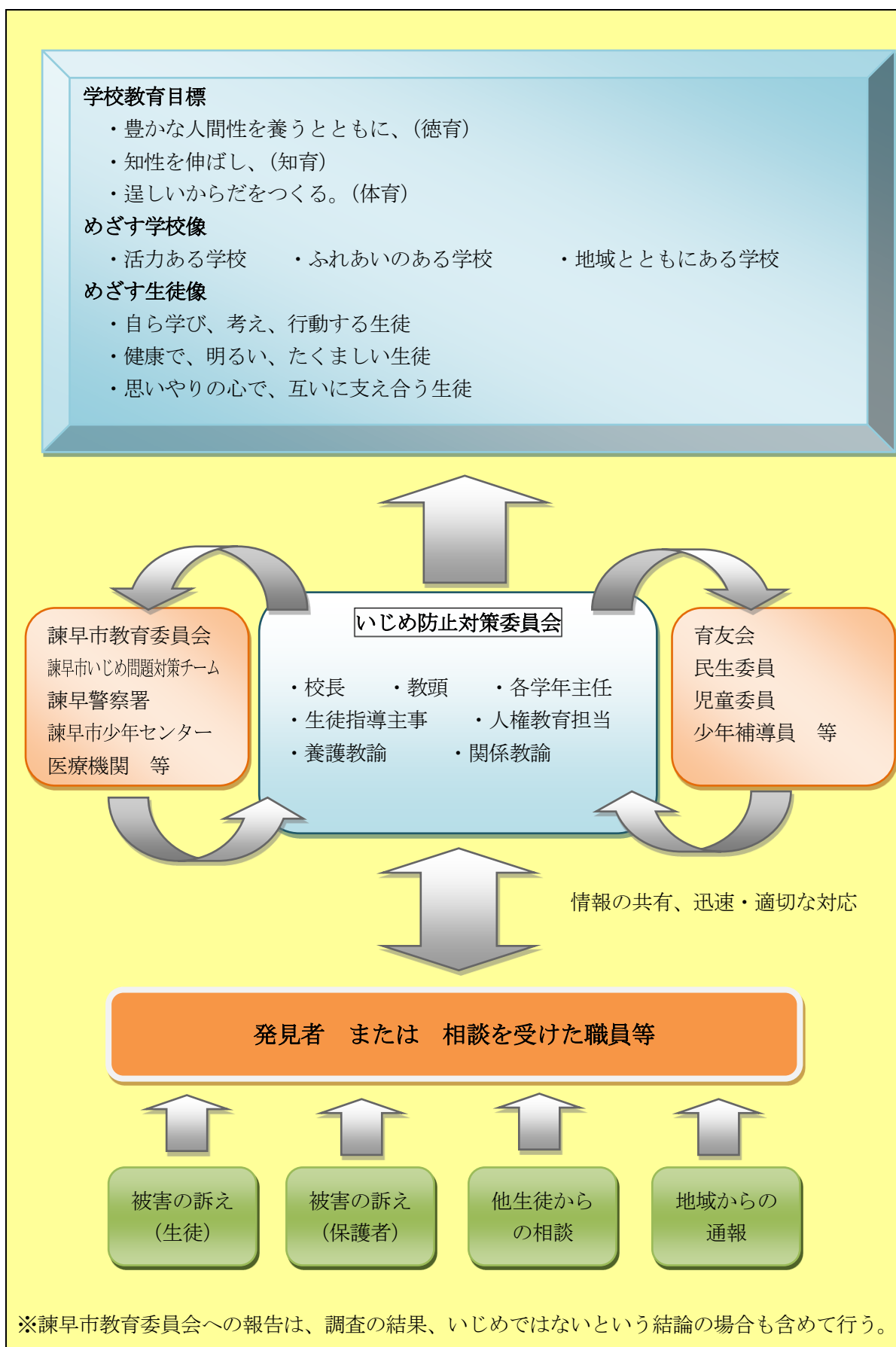
(2) いじめへの対処

- いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有する。
- 当該組織での検討をもとに、関係職員が速やかに関係生徒から事情を聴きとり、いじめの事実の有無の確認を行う。
- いじめが認知された場合、校長が学校の設置者に報告する。
- 被害・加害生徒の保護者への連絡は、家庭訪問により直接会い、誠意をもって行う。
- いじめが犯罪行為として取り扱うと認められる場合は、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
- いじめられた生徒・保護者への支援として、落ち着いた授業が受けられる環境を確保し、寄り添い支え合える体制をつくる。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得る。
- いじめた生徒・保護者への助言として、速やかにいじめをやめさせようとして、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。その後、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- いじめた生徒の指導にあたっては、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- いじめが起きた集団へは、自分の問題としてとらえさせ、すべての教職員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ということを徹底して伝える。
- 関係機関との連携、マスコミへの対応や保護者会の開催等、学校の窓口は教頭とする。

(3) いじめ防止対策委員会の具体的施策

- ① いじめ防止基本方針の策定と見直し
- ② いじめの未然防止（いじめの疑いに関する情報の収集と記録・共有）
- ③ いじめの対応（相談・通報の窓口）
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施、進捗状況の把握と有効性のチェック
- ⑥ 正確な情報収集（調査・聞きとり等）
- ⑦ いじめを受けた被害生徒・保護者への報告と支援
- ⑧ いじめた加害生徒、保護者への説明と協力依頼
- ⑨ 犯罪に関わる場合は、関係機関との連携
- ⑩ いじめ防止のための対応策の検討

(4) いじめ防止対策委員会の概要



7 いじめ防止に関する取組

(1) いじめの防止（いじめを生まない学校づくり）

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であり、いじめる側が悪いという明確な一事を毅然とした態度で行きわたらせることが重要である。

このため、学校は教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。このことを教職員が十分理解し、学年・学級経営、教科指導を行う。

① 校内指導体制の確立

・教職員は一人で問題を抱え込まず、速やかに、校長・教頭・学年主任・生徒指導主事に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有し、対応策を決定する。

② 教師の指導力の向上

・教育委員会作成の「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

③ 人権意識と生命尊重の態度の育成

・人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員の心のふれあいを重視し、学級・学校づくりに努める。

④ 道徳性を養う道徳教育の充実

・道徳教育を通じて、いじめ防止や生命尊重等の道徳性の育成をねらいとした取組を行う。また、道徳担当者は、道徳教育及び指導計画が各学年で適切に実施されるよう、計画の修正や追加を行う。

⑤ 子どもの自己肯定感の育成

・児童生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、生徒の発達の段階に応じて、自己肯定感を高める。教職員は、わかる授業づくりのために、指導方法等について授業改善に取り組む。また、授業で生徒に達成感や充実感を味わわせるために、話し合い活動やアクティブラーニングを実践する。

⑥ 子どもの自己指導能力の育成

・いじめ防止に向けた生徒自身による主体的活動の推進のため、学級活動、生徒会活動等においていじめに関わる問題を取り上げ、生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。

⑦ ネット上でのいじめの防止

・携帯電話等の使用について、保護者啓発や生徒対称の講話等を実施する。併せて、情報モラル教室や指導を継続して行う。保護者に対しても、具体的な実態をもとに「家庭でのルールづくり」について啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

- ① 生活ノート等を活用した学級経営
 - ・生活ノート等の毎日の点検や教師の書き込みを継続し活用する。
- ② アンケートの実施
 - ・毎月アンケートを実施する。いじめを伺わせるような情報がある場合は、臨時にアンケートを実施する。
- ③ 教育相談の実施
 - ・学期毎の教育相談や三者面談、家庭訪問を実施する。
- ④ 日常の観察の継続
 - ・教職員は日常的に、いじめがないかとの意識を持ち生徒を観察し、情報交換を行い早期発見に努める。
- ⑤ 保護者・地域との信頼関係の構築
 - ・教職員は普段から保護者・地域との交流をとおして、情報収集の機会を広げるよう努める。

(3) 相談体制の整備

- ・生徒に、教職員誰にでも相談できることを周知するとともに、相談内容によって複数の教職員が対応できるように、普段から協力体制を整備しておく。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等、学校外の専門家の活用を図る。

8 いじめに対する措置

(1) いじめへの対応

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、適切な初期対応で早期解決と再発防止に努める。
- ② 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ③ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(2) 重大事態への対処

- ① いじめが暴行や障害等の犯罪行為、生徒の生命・身体・財産に被害が生じる重大事態が発生した場合は、ただちに諫早市教育委員会及び警察に通報し、被害生徒を守るとともに、必要に応じて専門機関と連携しながら対応を進める。
- ② 「諫早市いじめ防止基本方針」18ページから20ページに沿って諫早市教育委員会と連携して事実関係の調査を行うとともに、関係生徒へのケアを継続的に行い、学校生活の正常化を図る。

(3) いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされているかどうかにより判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害者に影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3カ月継続していること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

9 学校・家庭・地域、関係機関等との連携

学校と家庭、地域等が連携して対処していくことは、いじめ防止や解決を図るうえで極めて重要である。家庭や育友会、地域の関係団体（子ども会、青少年健全育成協議会、自治会等）、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）等と適切な連携を図る、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの情報共有体性を構築し、連携して対策を推進する、

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、社会福祉事務所等の行政機関や、「学校・警察の相互連絡制度」等も積極的に活用し、被害生徒の心のケアも含めたきめ細やかな対応を行っていく。

10 今改定に伴う留意事項

(1) 評価

いじめ防止等に向けた学校の取組を、学校評価の評価項目に位置づけることで、目標の達成状況を評価し、取組の改善を図る。

(2) 公開・周知

家庭や地域と連携し、情報の共有や共通理解を図るため、いじめ防止基本方針及びいじめ防止に向けた基本的な考え方や方向性、取組等を、入学時や年度初め等、機会を捉えて公開・周知を行う。

(3) 学校として特に配慮が必要な生徒

発達障害等の障害がある生徒、帰国子女等の外国とつながる生徒、性同一性障害等に係る生徒、東日本大震災等の被災生徒等、特別な配慮が必要な生徒については、日常的にその生徒の特性や背景を踏まえた支援を行うとともに、保護者と連携し、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

平成30年4月改定